

一、交渉状況

四、二十一日午前十一時ヨリ會社事務所於テ  
若殿者側 青木 増四 武井 佐藤  
會社側 秘書原 藤山 吉朗  
ト會見

ク解任者ノ氏名ヲ通知サレ度

答、通知ノ限リニアラス

ク健康保険ニ関スル件

答、解任ニアラサルニハ後前通リ取扱フ

ク私有物持出ヲ認メラレ度

答、必要アラハ守衛ニ申出ラレ度

ク共済組合ノ件

答、二十一日午後二時ニ會長副會長立會、下ニ回答ス  
カバス証明書交付ノ件

會社側ヨリ借用ノ器具八個ハ責任ヲ負ハサルニ付兼認  
セラレ度

ク工場内ニ置キアル私有物ノ紛失ハ會社ニテ責任ヲ負ハレ  
度

答、ククハ回答ノ限リニアラス

以上回答ニ依リ一同不潔ヲ抱キ退出セリ

四、二十一日午前十一時ヨリ、場事務所ニ於テ

會社側 今井、早坂 両課長

從業員側

交渉委員 稻葉清三郎、佐藤曾太郎、堀山仁郎

高橋慶治、武井

ト會見ニ稻葉ヨリ各々ハ解任ヲ認メサルニ就キ此ノ解任通  
知ハ返戻スル社ニテ據テ取纏メ所持セル該通知書ヲ一括シ